

# 埼玉県都市計画審議会運営規則

(昭和44年9月4日 埼都審規則第1号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県都市計画審議会条例(昭和44年県条例第49号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会(以下「審議会」という。)及び埼玉県都市計画審議会常務委員会(以下「常務委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長職務代理者の任期)

第2条 会長及び会長職務代理者の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理)

第3条 条例第2条第1項第2号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者は、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

## 第2章 会議

(招集)

第4条 会長は、審議会又は常務委員会開催の日の3日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 案件の内容
- 二 会議の日時及び場所
- 三 出席及び欠席した委員及び臨時委員の氏名
- 四 審議の経過
- 五 賛否の数

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

3 会議録の公開請求があったときは、公開するものとする。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条第1項の規定に該当するときは、この限りでない。

(会議の公開)

第6条 審議会及び常務委員会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(参考人)

第7条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

## 第3章 常務委員会

(権限)

第8条 常務委員会は、審議会が委任した事項について、審議会が有する権限と同様の権限を有する。

(組織)

第9条 常務委員会は、会長及び次の各号に掲げる委員のうち会長に指名する委員をもって組織する。

- |   |                  |      |
|---|------------------|------|
| 一 | 学識経験のある者         | 2人以内 |
| 二 | 関係行政機関の職員        | 2人以内 |
| 三 | 市町村の長を代表する者      | 1人以内 |
| 四 | 県議会の議員           | 2人以内 |
| 五 | 市町村の議会の議長を代表するもの | 1人以内 |

(会長)

第10条 会長は、審議会の会長をもってこれにあてる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## 第4章 雑則

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年9月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年11月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。